

国民健康保険からのお知らせ

【70歳以上75歳未満の方の自己負担割合】が変わります

4月から70歳以上75歳未満の方で現役並み所得者以外の方の自己負担割合が変更になります。

※現役並み所得者の自己負担割合は、3割のままです。

ただし、昭和19年4月1日以前生まれで、すでに70歳以上の方は、これまでどおり1割に据え置かれます。昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から2割となります。(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合		
現役並み所得者以外 後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除く。	昭和19年4月1日以前生まれの方	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの方	2割
現役並み所得者		3割

【国民健康保険高齢受給者証】が更新されます

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方に自己負担割合を記載して交付していただきます。(後期高齢者医療の適用を受ける方を除く。)3月

中に郵送するのは、4月以降に使用する高齢受給者証です。有効期限を確認のうえ高齢受給者証の交換をお願いします。

新しい高齢受給者証

※高齢受給者証(現役並み所得者以外)には「2割」、または「2割(特例措置により1割)」と記載されています。「2割(特例措置により1割)」と記載のある方は()内の負担割合が適用されるため、1割の自己負担で受診できます。

◆問い合わせ

住民課 国保年金班
☎(84) 1214

社会保険など職場の健康保険に加入した方へ

社会保険など職場の健康保険に新たに加した方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要となります。社会保険被保険者証がすぐに交付されないからといって国民健康保険被保険者証を使用すると、医療費の7割分を返還していただく場合もありますので、社会保険に加入したら住民課で必ず喪失手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・ 社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・ 国民健康保険被保険者証印かん

国民健康保険の退職者医療制度

退職者医療制度とは、長く社会保険等に加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することによって、国民健康保険の医療費負担

が増大することを抑制するためにつくられた制度です。退職者医療制度が適正に適用されない場合は、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、将来の国民健康保険税の負担増加につながります。

町では、確認でき次第、該当する方に「退職者被保険者証」を郵送していただきますが、退職者医療制度の対象と思われる方は、届出をお願いします。

なお、退職者医療制度の適用を受けている方の給付費(被保険者の自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の国民健康保険税と、会社等の健康保険からの拠出金で賄われることとなります。

◎次の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象となります。

- ・ 国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方